

## 本別町住宅改修等助成交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅改修等を行う者に対し、費用の一部を助成することにより、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、空き家の利活用の促進と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住 宅 自らが所有する家屋で、自らが現に居住の用に供し、賃貸及び空き家物件にあっても居住の用に供し、かつ、町内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 個人住宅部分と事務所、店舗その他これらに類する用途の部分又は車庫が一体となったものをいう。
- (3) 空き家 空き家バンクに登録されている概ね3ヶ月以上居住に使用されていない物件をいう。
- (4) 改修等工事 住宅（併用住宅については、個人住宅部分又は居住部分に限る。）の機能の維持及び向上のために行う別表1に定める増築、改築、修繕、模様替え、設備改善、家財道具等処分費（空き家に限る。）等の工事等をいい、別表2に定める改修等工事は対象としない。

### (助成の対象者)

第3条 助成の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、本町に住民登録を行っている者又は一戸建て空き家住宅の個人所有者と売買又は賃貸借契約をする者は入居時（助成を受けるとき）に本町に住民登録を行っている者。
- (2) 助成対象となる住宅の個人所有者で、かつ、この住宅に居住している者又は一戸建てで個人所有の賃貸住宅に居住している個人借主である者又は一戸建て空き家住宅の個人所有者と平成30年4月1日以降に売買又は賃貸借契約をしてから1年以内に改修等工事を行い居住する個人である者。
- (3) 申請者本人が、町税や町に納付すべき公共料金等の滞納をしていない者。
- (4) 申請者本人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属する等の反社会的勢力ではない者。
- (5) 過去に本事業による助成金の交付を受けていない者。

### (助成の対象要件)

第4条 助成の対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 賃貸住宅の個人借主は、住宅の所有者から改修等工事の承諾を得ていること。
- (2) 賃貸及び空き家住宅の所有者は、法人、不動産業や給与住宅の所有者ではなく、申請者本人の3親等以内の親族でないこと。

### (助成対象の改修等工事)

第5条 助成の対象となる改修等工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所、営業所等を有する法人又は町内で営業をする個人で建設業等を営む者が施工すること。
- (2) 第8条の交付決定を受けた後に着手する工事であり、かつ申請年度の2月末日までに事業完了することができる工事であること。
- (3) 改修工事等に要する費用の合計が30万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上のものであること。

2 前項の規定にかかわらず、他の助成制度を利用している部分については、助成の対象としない。

### (助成の額)

第6条 助成の額は次のとおりとする。

- (1) 助成対象改修等工事1件につき10万円とする。ただし、耐震基準を満たした空き家住宅を購入又は賃借した場合で、改修等工事に要する費用の合計が100万円（消費税及び地方消費税

の額を除く。) 以上の場合、20万円を加算する。

(2) 助成金のうち5万円は町内の協同組合等が発行する商品券を交付する。

(交付の申請)

第7条 助成の交付を受けようとする者は、住宅改修等工事に着手する前に本別町住宅改修等助成交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修等に係る見積書又はその写し
- (2) 施工前の住宅外観の写真及び改修等箇所の写真
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条又は第6条の2に規定する確認済証の写し(建築確認申請が必要な改修等工事に限る。)
- (4) 賃貸住宅にあつては、住宅所有者の承諾書
- (5) 空き家住宅にあつては、売買又は賃貸借契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、改修等の内容が確認できる書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、その適否を決定し、本別町住宅改修等助成交付・不交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 前条の規定により助成の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、該当する改修等工事に着手するものとする。

(助成交付申請の変更及び中止)

第10条 交付対象者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更又は中止しようとするときは、本別町住宅改修等助成交付変更・中止申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは内容を審査し、その適否を決定し、本別町住宅改修等助成交付変更・中止決定通知書(第4号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(完了実績報告書)

第11条 交付対象者は、該当する改修等工事の完了後、速やかに本別町住宅改修等助成完了実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 改修等工事に係る請求書及び工事内訳書の写し
- (2) 改修等工事に係る費用の支払を証する書類
- (3) 改修等工事を行った部分の施工中及び施工後の写真
- (4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(建築確認申請が必要な改修等工事に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、改修等工事の内容が確認できる書類

(審査及び支払)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し適当と認める場合は助成の額を確定し、交付対象者からの請求に基づき助成金を支払うものとする。

2 前項の規定による請求は、本別町住宅改修等助成交付請求書(第6号様式)により行うものとする。

3 町長は、必要に応じ、改修等工事の状況について、現地調査を行うことができる。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により助成の交付を受けた者があつたときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がされた助成金については、第13条及び第14条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月12日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

対象とする改修等工事
増改築工事 基礎・土台・柱の改修 外壁・屋根の改修 風除室・サンルーム・バルコニーの改修 断熱の改修 建具の改修、取り換え (窓ガラス、サッシ、扉、ドア、ふすま、障子、造りつけ収納) 床・内壁・天井の内装材張り替え 畳の表替、交換 ユニットバス・便器・洗面化粧台・ボイラーの交換、設置 屋内給排水・ガス・給湯配管の交換、設置 省エネ設備 (エコキュート・エコジョーズ) 機器の購入・設置 システムキッチン等の交換、設置 間取り変更に伴う壁等の改修、設置 防犯システム・火災報知器・インターホンの交換設置 スイッチ・コンセントの交換 換気扇の改修、設置 家財道具等処分費 (空き家に限る) その他改修等に伴う付帯工事

別表2 (第2条関係)

対象としない改修等工事
住宅以外の改修等工事 車庫・物置等の改修、設置工事 外構工事 (門・塀・舗装・ロードヒーティング等) ストーブ・エアコンの購入、設置 家具、家電製品、照明器具の購入、取り付け TV・BS・CS・ケーブルテレビアンテナの交換設置 設計費 産業廃棄物運搬処理費 (空き家で家財道具等の処分費は含まず) 合併処理浄化槽設置 太陽光発電システム設置 他の補助等を受ける工事